〔別紙３０－３〕

ユニットケア体制・準ユニットケア体制に係る届出書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | 異動等区分 | | １　新規　　２　変更 |
| 施設等の区分 | １ 短期入所生活介護事業所　６ 介護予防短期入所生活介護事業所  ２ 短期入所療養介護事業所　７ 介護予防短期入所療養介護事業所  ３ 介護老人福祉施設　　　　８ 介護医療院  ４ 介護老人保健施設  ５ 介護療養型医療施設 | | | |
| 届出項目 | １　ユニットケア体制 | | ２　準ユニットケア体制  （介護老人福祉施設のみ） | |

１　ユニットケア体制

|  |  |
| --- | --- |
| イ 日中においては１ユニット毎に常時１人以上の看護職員又は介護職員が置かれている。  ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されている。  ※届出月からのユニット毎勤務予定表を添付すること。 | 有　・　無  有　・　無 |

２　準ユニットケア体制

|  |  |
| --- | --- |
| イ １２人程度までの小グループ単位でケアを行っている。  ロ プライバシーに配慮したしつらえ（※）及び小グループ単位で利用できるリビングが確保されている。  （※）個室的なしつらえとは、視線が遮断されることを前提とし、建具による仕切は認めるが、家具やカーテンによる仕切りでは不可とする。また、天井から隙間が空いていることは認められる。  ハ ユニット型個室（準個室）と同程度の人員配置（※）を行っている。  （※）同程度の人員配置  ①日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。  ②夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。  ③ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。  ※図面及び加算を算定する月からのユニット毎勤務予定表を添付すること。 | 有　・　無  有　・　無  有　・　無 |